

ID: 357

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	特別の設備等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市スポーツ施設条例 第9条第2項		
例 規 番 号	平成17年条例第179号		
【根拠条文】 (特別な設備等の制限) 第9条 委員会は、管理上必要と認めるときは、使用許可に条件を付し、又は使用者に必要な設備をさせることができる。 2 使用者が施設に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。 3 前2項に要する費用は、使用者の負担とする 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日